

茨城県報 号外

昭和41年12月1日

木曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

●家畜伝染病の発生転帰	ページ
●ニューカッスル病予防移動禁止区域等の指定	1
●家畜伝染病の発生転帰	2
●豚コレラ予防指定の一部改正(2件)	2
●道路の供用開始	3

告 示

茨城県告示第1524号

家畜伝染病が下記のとおり発生及び転帰した。

昭和41年12月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

病 名	発生(決定)月日	発生羽数	転 帰	発 生 場 所
ニューカッスル病	11 月 26 日	24羽	死 亡 24羽	稲敷郡美浦村
〃	〃	2,468〃	死 亡 39〃 殺処分 2,429〃	〃 江戸崎町

累計 2,492羽

茨城県告示第1525号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則(昭和27年茨城県規則第47号)第7条第1項の規定に基づきニューカッスル病予防のための移動禁止区域等を下記のとおり指定した。

昭和41年12月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 移動禁止区域 稲敷郡美浦村, 江戸崎町

- 2 移動禁止期間 12月1日から当分の間
- 3 家畜の種類及び物品
鶏、あひる及びその死体ならびにニューカッスル病の病原体をひろげるおそれのあるもの
- 4 そ の 他 船車に積載のまま通過するもの及び特別の理由により知事の許可を受けた場合はこの限りでない。

茨城県告示第1526号

家畜伝染病が下記のとおり発生並びに転帰した。

昭和41年12月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

病 名	発生(決定)月日	発生頭数	転 帰	発 生 場 所
豚 コ レ ラ	11 月 21 日	35頭	殺処分 35頭	新治郡八郷町
〃	〃	17〃	〃 17〃	筑波郡豊里町
〃	11 月 22 日	23〃	〃 23〃	新治郡千代田村
〃	〃	1〃	〃 1〃	〃 桜村
〃	11 月 24 日	16〃	〃 16〃	筑波郡豊里町
〃	11 月 26 日	4〃	〃 4〃	水海道市平松

累計 1,819頭

茨城県告示第1527号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定(昭和41年茨城県告示第999号)の一部を次のように改める。

昭和41年12月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移動禁止区域中 筑波郡豊里町大字土田、水海道市平松、古谷、中郷を加え、西茨城郡岩瀬町下泉、鹿島郡大洋村阿玉を削除する。

茨城県告示第1528号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定(昭和36年茨城県告示第1008号)の一部を次のように改める。

昭和41年12月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移入禁止区域中 埼玉県北埼玉郡を削除し、児玉郡を加える。

茨城県告示第1529号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和41年12月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和41年12月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 一般国道51号線
 - 2 供用開始の区間 東茨城郡大洗町成田町字市の沢平3979番地地先から
東茨城郡大洗町成田町字矢場4287番地地先まで
 - 3 供用開始の期日 昭和41年12月1日
- ~~~~~

☆ 県政の総覧 …… 県民の六法 ☆

≡ 茨 城 県 報 ≡

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等はいずれも「**茨城県報**」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの**県報**の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県印刷所あてお申し込み下さい。

購読料は，昭和40年5月1日より送料とも1カ月150円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
休日の場合は繰り下ぐ（金 1 5 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県 印刷所 茨 城 県 印 刷 所
発行所